

会員の処分について

氏名 根岸 慎治

登録番号 第 09890011 号

事務所名称 根岸労務管理事務所

事務所所在地 栃木県栃木市平柳町2丁目 19 番 18 号 サンハイツB201

1. 栃木県社会保険労務士会の処分

処分内容 3年間の会員権停止（令和3年7月19日から3年間）

処分理由 関与事業所A社について、令和2年7月に雇用調整助成金の申請依頼を受けていたが、同年4月から7月分が過失により不支給となった。そこで、この補填をすべく、A社に係る雇用調整助成金（令和2年12月及び令和3年1月分）及び緊急雇用安定助成金（令和2年12月及び令和3年1月分）の支給申請に当たり、A社の労働者3名が休業していないことを認識していたにもかかわらず、同労働者3名が休業していたかのように、虚偽のタイムカード及び賃金台帳を作成し、虚偽の内容を記載した同助成金支給申請書を作成するとともに、令和3年3月1日、当該タイムカード及び賃金台帳の写しを添付した同助成金支給申請書を栃木労働局長あて提出したものである。以上の行為は、栃木県社会保険労務士会会則第40条会則の順守、第41条第一項に定め信用失墜行為の禁止及び第42条代一項及び第2項の信頼関係の保持違反に該当する者である。

2. 厚生労働省の処分

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止（令和4年3月12日から1年）

処分理由 A社に係る雇用調整助成金（令和2年12月及び令和3年1月分）及び緊急雇用安定助成金（令和2年12月及び令和3年1月分）の支給申請に当たり、A社の労働者3名が休業していないことを認識していたにもかかわらず、同労働者3名が休業していたかのように、虚偽のタイムカード及び賃金台帳を作成し、虚偽の内容を記載した同助成金支給申請書を作成するとともに、令和3年3月1日、当該タイムカード及び賃金台帳の写しを添付した同助成金支給申請書を栃木労働局長あて提出したものである。以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。